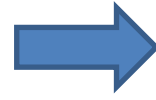


# 公害防止統括者の選任等について フローチャート

## ○業種の確認

次のいずれかの業種に該当する「特定工場」である。

- 一 製造業(物品の加工業を含む。)
- 二 電気供給業
- 三 ガス供給業
- 四 熱供給業



公害防止統括者の選任の  
必要なし

はい



いいえ



## ○工場の種類

公害防止管理者の選任が義務付けられている工場である



公害防止統括者の選任の  
必要なし



## ○従業員の数

常時使用する従業員数が 21人以上である。



公害防止統括者の選任の  
必要なし



公害防止統括者の選任の必要あり